

# 入札説明書

## 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成 20 年 8 月 6 日付け 20 文第 1610 号総務部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

## 2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領第 7 条第 3 項の規定により庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第 1 号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。ただし、現地確認等を希望する場合は、事前に連絡・調整の上、学校長の指定日時に行うものとする。

## 3 入札方法等

- (1) 入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (2) 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。
- (3) 中封筒には、入札書（様式第 2 号）と見積内訳書（様式第 3 号）を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、業務名及び開札日を記載すること。（【別紙】封筒貼り付け用紙を使用すること）
- (4) 外封筒には、入札書・見積内訳書を同封した中封筒を入れ、外封筒の表に、会社名、業務名、業務箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先（電話番号・ファクシミリの番号）、入札書等在中の旨を記載すること。（【別紙】封筒貼り付け用紙を使用すること）
- (5) 公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便の約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。
- (6) 入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。入札書のあて先は、「福島県立相馬農業高等学校長」とすること。
- (7) 入札結果の公表及び方法について

- ア 入札結果の公表は、契約締結後 14 日以内に行う。
- イ 公表は、福島県立相馬農業高等学校ホームページに掲載する。

#### 4 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

福島県財務規則(以下「規則」という。)第 249 条第 1 項第 4 号の規定に基づき入札保証金は免除する。

##### (2) 契約保証金

落札者は契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 229 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

#### 5 その他

##### (1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は、別紙契約書(案)によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、条件付一般競争入札心得を熟知すること。

(3) 書類は原則として A 4 判とすること。

(4) 入札参加資格確認書類は、別紙 1 のとおりとし、入札日時までに郵送、電子メール又は直接持参により提出すること。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等維持管理業務入札参加の資格を制限することがある。

(別紙1)

### 入札参加資格確認書類の提出について

入札公告に示す条件に基づき、入札参加資格確認書類提出書（第4号様式）に添付が必要となる書類は次のとおりである。

#### 記

1 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和4・5年度分）の産業廃棄物収集運搬・処分業務に登録されている者であること。

県で作成している庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿により確認するので、提出を要しない。

2 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者

庁舎等維持管理業務入札参加資格申請書を基に作成した、庁舎等維持管理業務入札参加資格有資格者名簿により確認するので書類の提出は要しない。

3 入札日現在で、委託する産業廃棄物（金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず）全てについて、福島県、福島市、郡山市又はいわき市の産業廃棄物収集運搬業許可及び産業廃棄物処分業許可を取得している者であること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項並びに第6項の規定による許可を証する書類の写しを提出すること。